

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 尾道市社会福祉協議 会	令和元年12月5日、 令和2年3月4日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 理事に委任されている範囲を、理事会の決定において明確に定めること。</p> <p>(2) 理事・監事の報酬等の額は、定款又は評議員会の決議によって定めること。</p> <p>2 会計管理</p> <p>(1) 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行うこと。</p> <p>(2) 計算書類の注記について、注記すべき事項を記載すること。</p> <p>(3) 作成すべき附属明細書を適正に作成すること。</p> <p>(4) 附属明細書に係る勘定科目と金額は、計算書類と整合させること。</p> <p>(5) 財産目録の様式は、通知に則して作成すること。</p>	<p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p>